



地理的表示(GI)

「東根さくらんぼ」

登録標章の使用指針(ガイドライン)

令和8年版

地理的表示(GI)保護制度は、「地域ブランド產品」の品質を評価し、產品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護するものです。国による保護を通じて、產品の適切な評価を維持し、消費者の信頼を獲得する取り組みです。「東根さくらんぼ」は地理的表示(GI)保護制度において、国内で唯一認められたさくらんぼです。

本ガイドラインでは、生産者、集出荷業者、農協、小売業者など「東根さくらんぼ」に関係する方々に向けて、地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章の使用指針(ガイドライン)を示すものです。

制度の趣旨をご理解いただき、「東根さくらんぼ」のブランド価値の向上に向けた皆様のご協力をお願いいたします。

果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会

＜目 次＞

I	地理的表示保護制度の概要	P 1～2
II	「東根さくらんぼ」の概要	P 3～4
III	「東根さくらんぼ」の登録基準及び表示規制について	P 5～8
IV	「東根さくらんぼ」の申請の手引き	P 9～19
V	地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章(GIマーク)について	P 20～21
VI	Q&A	P 22～23
VII	「東根さくらんぼ」生産地の範囲	P 24
VIII	参考	P 25～26

I 地理的表示保護制度の概要

1 地理的表示 (GI : Geographical Indication) とは

地理的表示

- 農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、產品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。

東根 さくらんぼ
地名 + 產品名

地理的表示のイメージ

例: ○○干柿 (※架空の食品)

地理的表示



○人的な特性

伝統的な製法
地域伝統の文化・行事 等

○自然的な特性

気候、風土、土壤 等

產品の特性



○品質

特別に糖度が高い
もっちりとした食感

○社会的評価・評判

市場での高値で取引
農林水産大臣賞受賞

○品質

きれいな飴色
小ぶりで食べやすい

地理的表示



- 地域と產品の特性が結び付いた商品の名称の表示

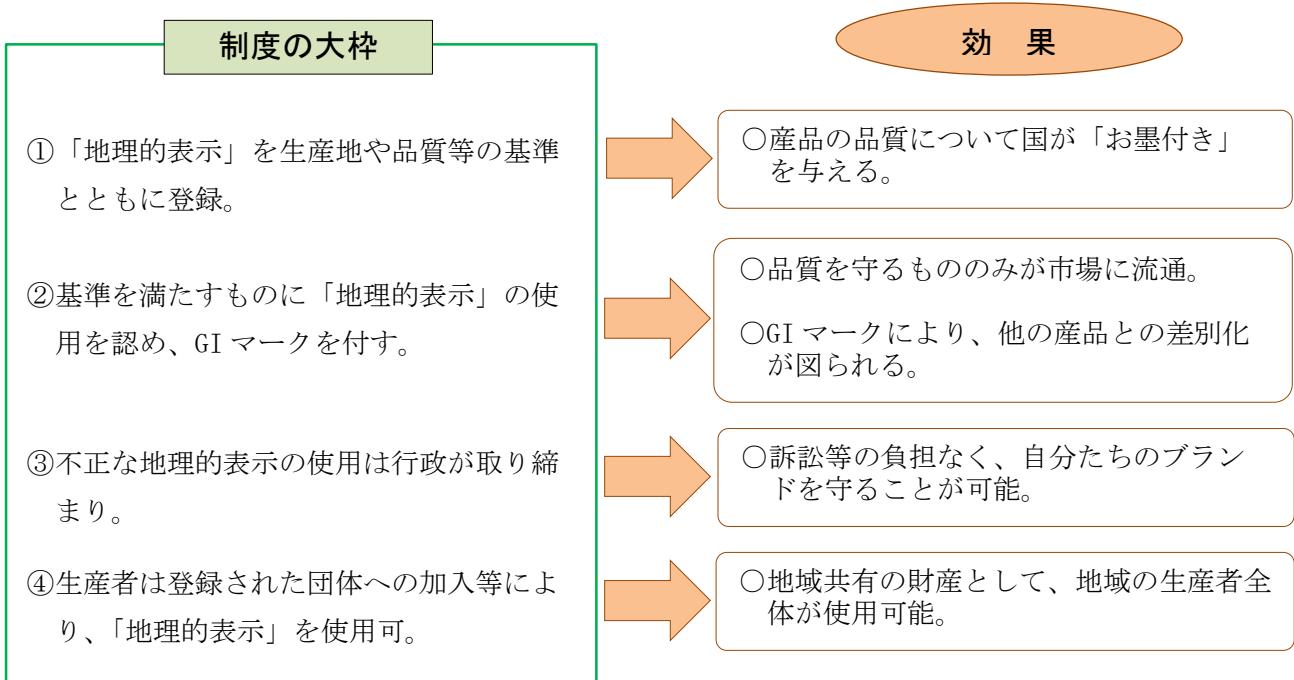
『主として帰せられる』
II 結びつきがある

2 地理的表示保護制度とは

- 地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている產品について、その名称を知的財産として保護するもの。
- 国際的に広く認知されており、世界で 100 カ国を超える国で保護。

3 日本における地理的表示保護制度の創設（制度の大枠）

- 日本においても地理的表示保護制度を創設するため「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(平成 26 年法律第 84 号) が平成 26 年 6 月に成立 (通称「地理的表示法」)



4 登録標章 (GIマーク)

○ GIマークは、登録された產品の地理的表示と併せて付するものであり、產品の確立した特性と地域との結び付きが見られる真正な地理的表示產品であることを証するもの。



GIマークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

5 地理的表示保護制度の目指すもの

- 地域ブランド產品として差別化が図られ、価格に反映。
- 不正使用に対して行政が取り締まりを行うことで、生産者にとって訴訟等の負担なく、自分たちのブランド保護が可能。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
- 真の日本の特產品の海外展開に寄与。

＜制度導入のメリット＞

- 地域ブランドの保護・活用による農山漁村地域の活性化
- 伝統的な食文化の継承
- 消費者の利益保護
- 農林水産物・食品の輸出促進

II 「東根さくらんぼ」の概要

1 地理的表示となる登録産品と登録標章

東根さくらんぼ

HIGASHINE CHERRY 第3類 果実類

登録団体：果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会

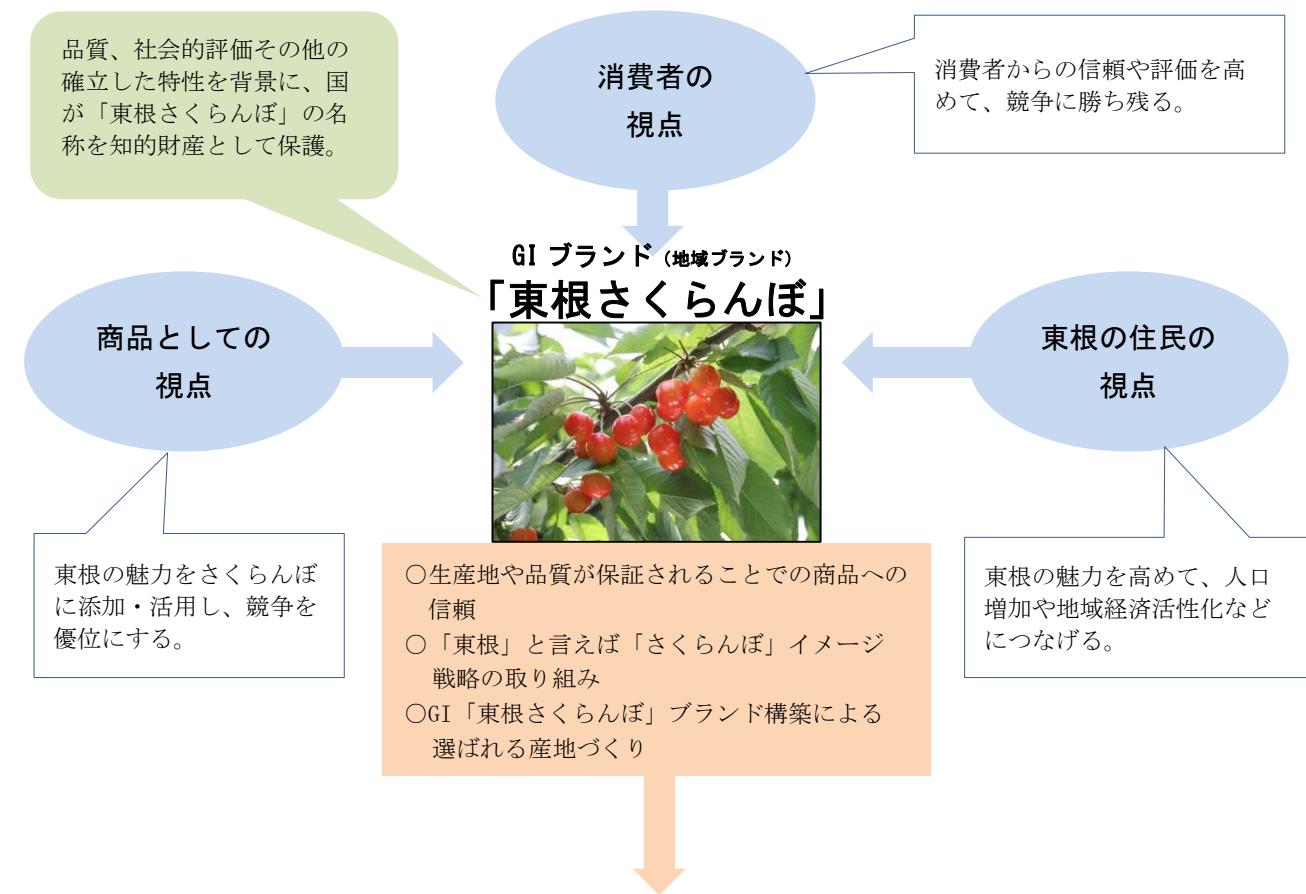


農林水産大臣登録第30号

「東根さくらんぼ」の生産地は、年間降水量、年間寒暖差・昼夜寒暖差が大きく果実成熟期の6月においては、最高気温26.2°C、平均気温19.9°C、最低気温14.0°C（平成27年（2015年））と寒暖の差が最高と最低で12°Cと大きく条件の良い地域となっています。その気温の差がさくらんぼの生育に好影響を与え、甘みを増すとされている。土壌は、奥羽山系の乱川扇状地をはじめ、白水川、村山野川など河川により形成された水はけの良い肥沃な土壌は、排水と通気性を好むさくらんぼ栽培に適しており、養分のバランスがよい土壌によりさわやかな甘さと程よい酸味が特徴のさくらんぼが生産されています。

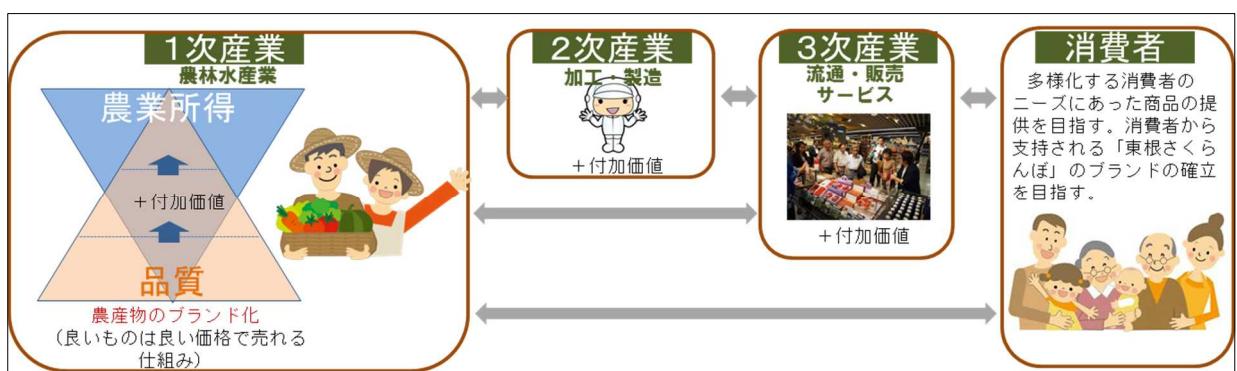
特に「東根さくらんぼ」の主力品種「佐藤錦」は昭和3年（1928年）、東根町（当時）で佐藤栄助翁により生み出され岡田東作翁により命名、世に広められました。当時より栽培意欲が高く、研究熱心で品質向上に努力を惜しまない生産者が多く、生産技術の向上や品質の安定化に努めてきましたこともあり、生産量・出荷量を伸ばしていました。さらに、昭和47年（1972年）に雨除け施設が導入され安定生産が保障されたことにより、急速に佐藤錦の栽培が拡張され、それに伴い知名度も上がっていきました。昭和50年（1975年）頃には生食用の需要が高まって、全国区の知名度を誇るようになり、現在もさくらんぼの最高級品種として、生食用や贈答など初夏の風物詩として非常に人気の高い農産物となっています。

2 「東根さくらんぼ」の目指すもの



今後の方向性

農産物に対する消費者の安全性への高まりから、ブランド価値に関係する要素である食味、機能性などに加え安全性を結合したブランド管理を体系化するための認証制度や新たな価値の導入に加え、栽培、出荷、加工、流通、販売など、関係者それぞれが見直し、産地競争に勝ち抜く「東根さくらんぼ」のブランドづくりを行います。



III 「東根さくらんぼ」の登録基準及び表示規制について

1 「東根さくらんぼ」の登録基準について

「東根さくらんぼ」の登録基準は、「栽培基準」と「出荷基準」に大きく分類されます。「栽培基準」については、「東根さくらんぼ」の栽培の方法について示したものとなっており、生産者が対象となるものです。一方、「出荷基準」は直販を行っている生産者や農協、集出荷業者などが対象となるもので、「東根さくらんぼ」の出荷管理を示すものとなります。

つまり、地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章（GI マーク）を使用するためには、この 2 つの基準を満たした「さくらんぼ」であることが前提条件となります。

「東根さくらんぼ」の栽培基準

【生産地】 東根市及び隣接市町の一部（P24「東根さくらんぼ」地図を参照）

【品種】 「佐藤錦」「紅秀峰」

※その他の品種については、安定的な出荷量や品質等を条件として、果樹王国ひがしね 6 次産業化推進協議会において追加を行います。

【栽培の方法】

「東根さくらんぼ」の栽培において適切な管理を徹底し、以下の事項に努めるものとする。

- ① 産地内において 10 アールあたり、10~15 本ほど植える。
- ② 雨除け施設等を用いて栽培することにより、割果を防止する。
- ③ 雨除け施設等の側面に防鳥ネットを張ることにより、野鳥等から果実を守る。
- ④ 樹の下に反射シート等を使うことにより、果実の着色を促進する。
- ⑤ 芽の時と青い実の時に摘果するとともに、着色開始時期に葉摘みを行い果実と葉に太陽の光を多く当てるにより、果実の肥大を促進する。

「東根さくらんぼ」の出荷基準

【着色面積】 佐藤錦…着色面積 70% 以上

紅秀峰…着色面積 75% 以上

【階級】 L 以上 (サイズ 22mm 以上)

【選別調整】

- ・着色不良果の混入を防ぐ
- ・病害虫果を除く
- ・うるみのないもの
- ・傷害のないもの



2 「東根さくらんぼ」の表示規制について

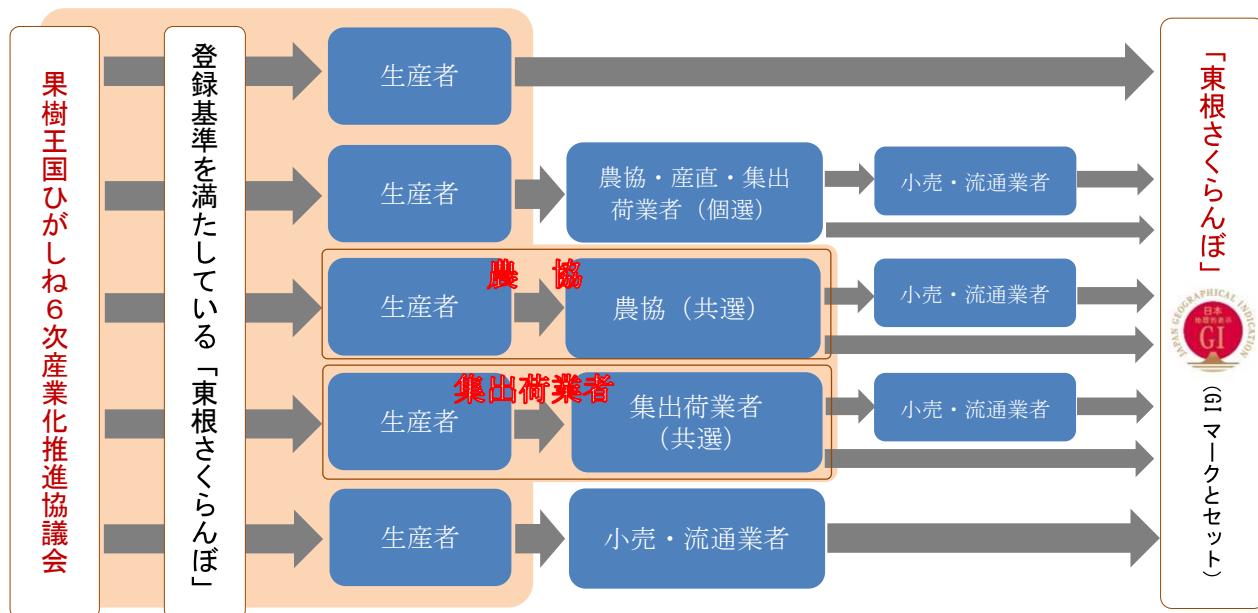
「東根さくらんぼ」の登録基準に加えて、実際に地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章を使用するためには、地理的表示法に基づき果樹王国ひがしね 6 次産業化推進協議会への加入（小売・流通業者は任意加入）及び協議会が定める実施要綱に基づく、申請・運用・管理・報告等を行う者に制限されます。

また、表示にあたっては「東根さくらんぼ」及び登録標章（GI マーク）を付することができる場合とできない場合がありますので、十分ご注意ください。

2-1 地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章を使用できる方

地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章（GI マーク）を使用できる方は、以下の要件を満たす方のみです。

- (1) 地理的表示「東根さくらんぼ」の登録基準を満たしている「さくらんぼ」を生産し、果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会の会員となっている生産業者
- (2) (1) の生産業者から直接または間接に譲り受けた者（小売・流通業者等）



2-2 規制の対象となる物について

地理的表示の使用規制及び対象の範囲は、「東根さくらんぼ」が属する「第3類 果実類」に及びます。また、「第3類 果実類」を主な原料や材料として製造または加工されたものと定められており、「東根さくらんぼ」の場合、次のようにになります。

地理的表示登録

東根さくらんぼ



第3類 果実類



東根さくらんぼ



第3類 果実類の農産物について

登録产品ではない「さくらんぼ」やアセロラ、なつめ等に「東根さくらんぼ」として表示

× 東根さくらんぼ
ジュース

× 東根さくらんぼ
ジャム

加工品 (登録産品ではないものを使用)

登録産品ではない「さくらんぼ」を使用した加工品に「東根さくらんぼ」と表示することは×

○ 東根さくらんぼ
ジュース

○ 東根さくらんぼ
ジャム

加工品 (登録産品「東根さくらんぼ」を使用)

登録産品の「東根さくらんぼ」を使用した加工品に「東根さくらんぼ」と表示し、かつ、「東根さくらんぼ」に近接してマークを使用すれば○
※加工品が GI 商品であると誤認させてはいけないこと、「東根さくらんぼ」が社会通念上「主な」原料であることが条件

2-3 規制の対象となる表示について

地理的表示「東根さくらんぼ」と同一の表示または類似する表示は、規制の対象となります。

写真：月山錦
(対象外)

× 東根さくらんぼ

× ひがしねさくらんぼ

× 東根サクランボ

同一表示 (基準を満たしていない产品に付する場合)

地理的表示と社会通念上同一と認められる範囲の名称表示は、地理的表示と同一の表示として使用規制が及びます。

外観や呼称が類似する表示

× 東根さくらんぼ

真正の生産地を付した表示

× ○○産
東根さくらんぼ

「～風」「～型」等の表示を付した表示

× 東根風さくらんぼ

× 東根さくらんぼ型
さくらんぼ

類似表示 (基準を満たしていない产品に付する場合)

地理的表示と類似する表示にも使用規制が及びます。この類似する表示とは、「東根さくらんぼ」とそれ以外の产品と識別を困難にするような表示をいい、具体的には、表示の外観や呼称が紛らわしいもの等を指します。類似する表示には左のような表示を含むこととなっています。

基準を満たした上で別名の表示

○ 山形さくらんぼ

○ ひがしね佐藤錦

基準を満たした上で「東根さくらんぼ」+別名を併記

○ ひがしね佐藤錦

○ 東根さくらんぼ

2-4 規制の対象となる表示について

令和8年2月1日以降、地理的表示「東根さくらんぼ」の使用規制は、「先使用者※」についても及ぶことになります。

※先使用者……GI登録の日前から、不正の目的なく、登録産品と同じ区分の産品やそれを主な原材料とする加工品、それらの包装等に当該登録産品の地理的表示と同一の名称や類似等表示を使用していた者、その業務を承継した者またはこれらの者からそのような表示がされた農林水産物等を譲渡等された者。GI登録の日から起算して7年を経過する日の前日（改正法施行日（平成31年2月1日）前に登録された産品の名称については、一律で令和8年1月31日）までは、当該登録産品の地理的表示や類似等表示を使用することができる。

＜令和8年1月31日まで＞

					<p>「東根さくらんぼ」を使用できる者</p> <ul style="list-style-type: none">地理的表示の登録前から不正の目的なく地理的表示と同一または類似する名称を使用してきた者その者から業務を承継した者その物を直接または間接に譲り受けた者
					<p>「東根さくらんぼジュース」を使用できる者</p> <ul style="list-style-type: none">地理的表示登録前から不正の目的なく「東根さくらんぼ」を主な原材料として加工された産品に「東根さくらんぼ」と同一または類似する名称を使用してきた者その者から業務を承継した者その物を直接または間接に譲り受けた者

＜令和8年2月1日から＞

					<p>以下の場合「東根さくらんぼ」を使用可</p> <p>当該産品の生産地の全部が当該登録産品の生産地内にある場合であって、当該登録産品との混同を防ぐのに適当な表示がなされていれば、当該登録産品の地理的表示または類似等表示を使用することができます。</p>
					<p>以下の場合「東根さくらんぼジュース」を使用可</p> <p>当該加工品の主な原材料である農林水産物等の生産地の全部が当該登録産品の生産地内にある場合であって、当該登録産品との混同を防ぐのに適当な表示がなされていれば、当該登録産品の地理的表示または類似等表示を使用することができます。</p>

2-5 違反した場合の措置

地理的表示及びGIマークの不正使用の事案が確認された場合には、農林水産大臣から除去命令等の措置命令を発出されます。措置命令にも違反した場合には、罰則が適用されます。

IV 「東根さくらんぼ」の申請の手引き

令和8年版

1 「東根さくらんぼ」の新規使用登録の流れ

1 栽培圃場の適格性

生産者は、あらかじめ栽培圃場が東根さくらんぼの生産範囲内（24 ページ参照）にあることを確認し、地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書（様式第2号）に基づき、氏名、電話番号、東根さくらんぼの「登録圃場」「耕種概要」を記入のうえ、「栽培の方法」及び「登録標章等の使用に関する誓約」について熟読し、該当する場合のみチェック及び署名をお願いします。

2 申請書の作成・提出

- (1) 使用申請者が生産者である場合、地理的表示「東根さくらんぼ」使用登録申請書（様式第1号）と地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書（様式第2号）を協議会へ提出してください。
- (2) 使用申請者が農協または集出荷業者等である場合、集荷の対象となる生産者から地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書（様式第2号）の提出を求め、栽培圃場が東根さくらんぼの生産範囲内（24 ページ参照）であることを確認し、地理的表示「東根さくらんぼ」使用登録申請書（様式第1号）と地理的表示「東根さくらんぼ」生産者管理報告書（様式第3号）を協議会へ提出してください。

3 申請書の受付

申請書類は、**1次締切：令和8年2月13日（金）／2次締切：令和7年4月17日（金）**まで、市役所2階ブランド戦略推進課（事務局）へ持参、メールまたは郵送にて提出してください。
郵送の場合、封筒の表面に朱書きで「地理的表示申請書在中」とご記入ください。

- 郵送先：〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号
果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会事務局（ブランド戦略推進課内）宛
【地理的表示申請書在中】
- E-mail：brand@city.higashine.yamagata.jp

4 申請書類の検査

申請いただいた書類に記入漏れ等が無いか事務局で確認します。万が一、書類に不備等があった場合、事務局より電話にて連絡いたしますので、速やかな対応をお願いいたします。

5 調査・確認

栽培・出荷管理等が実施要綱に照らし確実に行われているか、事務局で調査・確認を行う場合があります。その際に、園主等の立ち合いを求めることがありますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、集出荷業者等は、登録生産者が「東根さくらんぼ」の栽培基準（P5参照）を遵守しているか、毎年、調査・確認をお願いします。調査記録の提出を求める場合がありますので、各自で調査表の保存をお願いします。

6 管理委員会

協議会内に設置する「東根さくらんぼ管理委員会」において申請内容の審査を行い、適否について会長に具申します。委員の構成は、東根市、東根市農協、集出荷業者代表、生産者代表、有識者などです。

7 使用登録・通知

「東根さくらんぼ管理委員会」による審査結果を受けて、適正と認められる場合、会長名で地理的表示「東根さくらんぼ」使用登録証を使用申請者宛に通知します。

地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章(GIマーク)の使用登録を証明する書類になりますので、大切に保管してください。



8 登録シール交付

登録シールの申込みをされた方は、JA東根各営農センターにおいてシールの交付を受けてください。登録シールについては追加交付も可能です。追加で希望される方には、市役所2階ブランド戦略推進課(事務局)で交付いたします。

また、一定の条件を満たし届け出をすれば、容器包装類に印刷表示することもできます。

登録シールの交付開始は、**令和8年5月26日(火)**から行います。

■登録シール使用登録手数料…無料

※登録シールはシート単位で交付します。 [• 大シール (1シート12枚)
• 小シール (1シート20枚)

■登録シール交付所

東根市農業協同組合	東根営農センター	TEL 43-4073
〃	大富営農センター	TEL 48-1959
〃	小田島営農センター	TEL 43-1100
〃	長瀬営農センター	TEL 43-4824
〃	神町営農センター	TEL 48-2751
〃	東部営農センター	TEL 44-2401

■登録シール交付所(追加時)

市役所2階ブランド戦略推進課(事務局) TEL 42-1111

9 協議会オリジナル化粧箱販売交付

協議会オリジナル化粧箱の購入を申込みされた方は、農協の各営農センターにおいて、料金と引き換えに交付を受けてください。

協議会オリジナル化粧箱の販売期間は令和8年5月26日（火）～5月29日（金）となります。

■協議会オリジナル化粧箱販売金額

1kg バラ詰用（側面：白）…1箱 110円 1kg パック詰用（側面：黒）…1箱 115円

※いずれも税込価格です。

※協議会オリジナル化粧箱は50箱単位で交付します。

■協議会オリジナル化粧箱販売交付所

上記登録シール交付所と同様。

※オリジナル化粧箱は受注生産となるため、申込期限を過ぎてしまった場合は購入できません。

予めご了承ください。

10 出荷・販売

東根さくらんぼの出荷規格は、以下のとおり【厳守】となります。

佐藤錦 … **着色面積 70%・L以上**

紅秀峰 … **着色面積 75%・L以上**

※出荷する際には必ず GI リーフレットを同封してください。

11 実績報告書提出

GI 総出荷量について、地理的表示「東根さくらんぼ」実績報告書（様式第9号）にとりまとめ、出荷及び販売終了後1か月以内に、市役所2階ブランド戦略推進課（事務局）へ持参、メールまたは郵送にて提出してください。

12 その他

使用登録者は、使用登録内容と現状とに不一致が生じた場合は、使用登録内容変更届（様式第7号）により、速やかに協議会に報告してください。

2 申請書等作成例

《申請書・届出書》

様式第1号（甲、乙） 使用登録申請書 (P12・13)

様式第2号 栽培管理報告書 (P14)

様式第3号 生産者管理報告書 (P15・16)

様式第8号 容器包装類等使用届出書 (P17) 【必要な場合】

《変更届》

様式第7号 使用登録内容変更届 (P18)

《実績報告書》

様式第9号 実績報告書 (P19)

様式第1号（甲）

地理的表示「東根さくらんぼ」使用登録申請書

令和 年 月 日

果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会
会長 土田正剛 殿

郵便番号 **〒999-9999**

住所 **東根市中央〇丁目△番地□号**

氏名 **東根果樹園 東根 太郎**

電話番号 **0123-45-6789**

携帯番号 **090-1234-5678**

のことについて、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章に関する実施要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者区分

<input checked="" type="checkbox"/>	生産者		J A		集出荷業者		小売・流通業者
-------------------------------------	-----	--	-----	--	-------	--	---------

※該当する申請区分に☑を付す。

2 添付資料

別紙1 地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書	生産者	J （個選除く）	A （個選除く）	集出荷業者	小売・流通業者
別紙2 地理的表示「東根さくらんぼ」生産者管理報告書	○				
		○	○	○	○

3 申請担当者連絡先（申請書欄に記載した住所・連絡先と異なる場合記載する）

氏名	東根 次郎	電話番号	0123-45-6789
部署名		平号	×××-××××-××××
申請者と異なる場合のみ記載してください。			
資料送付先			

様式第1号（乙）

現場において栽培全般について責任を負う者をいいます。申請者がその業務を担う場合は記載する必要はありません。

4 現場栽培責任者（現場栽培責任者を置く場合のみ）

氏名	神町 一郎	電話番号	0123-45-6789
		携帯番号	×××-×××××-××××
住所	東根市神町中央○丁目△番地□号		
組織名	〇〇生産者組合	役職	主任

※2人以上いるときは別紙で

現場において選果（検品）全般について責任を負う者をいいます。
申請者がその業務を担う場合は記載する必要はありません。

5 現場確認責任者（現場確認責任者を置く場合のみ）

氏名	大富 花子	電話番号	0123-45-6789
		携帯番号	×××-×××××-××××
住所	東根市神町中央○丁目△番地□号		
組織名	〇〇生産者組合	役職	副主任

※2人以上いるときは別紙でも可。

様式第2号

地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書

記載例

生産者名	電話番号	履歴名
東根太郎	0123-45-6789	

●登録圃場

No.	品種	圃場所在地	栽培面積
1	佐藤錦	東根市大字 ○○ 字 △△ 1111 番	30a
2	紅秀峰	東根市大字 □□ 字 ▽▽ 3333 番	20a
3	佐藤錦・紅秀峰	東根市大字 ▲▲ 字 ◇◇ 7777 番	40a
4			
5			
6		登録できる品種は「佐藤錦」「紅秀峰」のみです。 登録する圃場を全て記載してください。	
7			

栽培の方法について

栽培に当たっては、基本的に以下の事項を行うこととする。
ア 生産地内における植株本数は10アールあたり、10~15本とする。

イ 品質保持のため必要に応じ以下を行う。

- ・雨除け施設等を用いて栽培することにより、割果を防止する。
- ・雨除け施設等の側面に防鳥ネットを張ることにより、野鳥等から果実を守る。
- ・樹の下に反射シート等を使うことにより、果実の着色を促進する。
- ・芽の時と青い実の時に摘果するとともに、着色開始時期に葉摘みを行い果実と葉に太陽の光を多く当てることにより、果実の肥大を促進する。

地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標準の使用について

1 「さくらんぼ出荷基準表」の佐藤錦「着色面積70%・L」以上

紅秀峰「着色面積75%・L」以上のさくらんぼを使用します。

2 栽培管理を正確に記帳したものを管理または保管するとともに、「東根さくらんぼ」栽培管理報告書を求めて応じ提出します。

3 果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会の指示に従い、
適正に生産行程管理業務を行うことを誓約します。

上記事項を確認しました

確認の上、□にチェックを入れてください。

●耕種概要

耕種概要	
収穫(計画)	6月20日~7月5日
収穫量(計画)	2,250kg
うち、「東根さくらんぼ(着色面積70%・L以上)」収量(計画)	1,250kg

上記のとおり、栽培管理について報告します。

提出日 令和 年 月 日

住 所 東根市中央〇丁目△番地□号

氏 名 東根 太郎

地理的表示「東根さくらんぼ」生産者管理報告書

令和 年 月 日

果樹王国ひがしね 6次産業化推進協議会

会長　土田正剛殿

住所 東根市中央〇丁目△番地口号

氏名 東根果樹園 東根 太郎

地理的表示「東根さくらんぼ」生産者管理報告書について、地理的表示「東根さくらんぼ」栽培管理報告書に基づき、下記のように確認したことを果樹王国ひがしぬれ6次産業化推進協議会長に報告いたします。

記

生産状況（別紙での提出も可）

※ただし、天童市大字川原子・道満・成生・大清水・大町は神町地区、村山市大字河島元杉島・河島元塩川・稻下・大久保は長瀬地区、西村山郡河北町大字谷地字置上・草野・海老鶴は小田島地区、西村山郡河北町大字田井・大字谷地字山王・おそのは大富地区に含む。

確認事項

- 1 生産地・品種・栽培の方法及び出荷規格・最終製品の確認について、集荷の対象となる生産者から「東根さくらんぼ」栽培管理報告書（様式第2号）を作成・提出させ、その記載内容を確認する。
- 2 「東根さくらんぼ」の集出荷が終了後、地理的表示「東根さくらんぼ」実績報告書（様式第9号）を出荷及び販売終了後1ヶ月以内までに提出する。
- 3 「東根さくらんぼ」の出荷規格（佐藤錦「着色面積70%・L」以上、紅秀峰「着色面積75%・L」以上）を満たさないさくらんぼについて、「東根さくらんぼ」及び登録標章を付した状態で出荷しない。
- 4 出荷規格・最終製品の確認の際に、以下のさくらんぼがあるか否かを確認する。
 - ・生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれかを満たしていないさくらんぼであるにもかかわらず、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章が使用されているさくらんぼ
 - ・地理的表示である「東根さくらんぼ」のみが使用されているさくらんぼ
 - ・登録標章のみが使用されているさくらんぼ
 - ・地理的表示である「東根さくらんぼ」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されているさくらんぼ

上記記載に、虚偽記載はありません。

地理的表示「東根さくらんぼ」容器包装類等使用届出書

令和 年 月 日

果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会

会長 土田正剛 殿

使用登録申請者

住所 東根市中央〇丁目△番地□号

氏名 東根果樹園 東根 太郎

このことについて、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章に関する実施要綱第12条第1項により、関係書類を添えて届出します。

記

表示形態	<input checked="" type="checkbox"/> 印刷 (包装紙、袋、箱、 <u>その他</u> チラシ) <input type="checkbox"/> シール <input checked="" type="checkbox"/> 店舗・販売場所に表示 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (名刺、看板)
製造物責任保険への加入	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 加入予定 ()

該当するものに☑をしてください。

No.	商品(アイテム)名	数量	備考
1	チラシ	20,000	
2	名刺	300	
3	看板	2	
4			

私は、下記の事項について遵守することを誓約します。

- (1) 使用申請者は地理的表示「東根さくらんぼ」容器包装類等使用届出書(様式第8号)を提出し、地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章を印刷表示した容器包装類等の管理を適正に行うこと。
- (2) 地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章の印刷表示に要する費用は、使用登録者が負担すること。
- (3) 使用登録の取り消しや表示内容に変更が生じた場合、使用登録者はその容器包装類等を速やかに処分し、その損失、処分等に係る一切の費用について、補償を協議会に求めないこと。
- (4) 使用登録者は、登録シール等及び容器包装類を第三者に販売または譲渡しないこと。

地理的表示「東根さくらんぼ」使用登録内容変更届

果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会
会長 土田正剛 殿

住所 東根市中央〇丁目△番地□号
氏名 神町果樹園 東根 太郎

令和 年 月 日付けで使用登録された内容について、下記のとおり変更が生じましたので、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章に関する実施要綱第9条第7項の規定により、提出します。

記

1 変更前後の使用登録内容等

変更前
東根果樹園 東根 太郎

変更後
神町果樹園 東根 太郎

2 変更理由

名称変更のため

3 関係書類

登記簿の写し

地理的表示「東根さくらんぼ」実績報告書

令和 年 月 日

果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会
会長 様住所 東根市中央1-1-1
氏名(団体) 東根果樹園 東根 太郎
登録番号 300

地理的表示「東根さくらんぼ」について、下記のように出荷したことを果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会長に報告いたします。

記

	佐藤錦	紅秀峰	合計
出荷量(露地)	700 kg	200 kg	900 kg
	前年 750 kg	前年 200 kg	前年 950 kg
出荷量(加温)	100 kg	kg	100 kg
	前年 100 kg	前年 kg	前年 100 kg

※前年よりも合計の出荷量が減少した場合は、その理由を記載してください。

今年は双子果が多いこと、また、高温や水不足によりGI品質を満たすさくらんぼの出荷量が減った。)

No.	確認項目	適否に○
1	指定された品種(佐藤錦・紅秀峰)のみを使用した。	適 否 (否の場合その理由と対応)
2	指定された生産地(東根市及び隣接市町の一部)の範囲内で生産した。	適 否 (否の場合その理由と対応)
3	指定された栽培の方法を遵守した。	適 否 (否の場合その理由と対応)
4	出荷規格(佐藤錦「着色面積70%・L」以上、紅秀峰「着色面積75%・L」以上)を守って出荷した。	適 否 (否の場合その理由と対応)
5	GI表示(地理的表示および登録標章)は適正だった。	適 否 (否の場合その理由と対応)

※上記記載に、虚偽記載はありません。

V 地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章（GI マーク）について

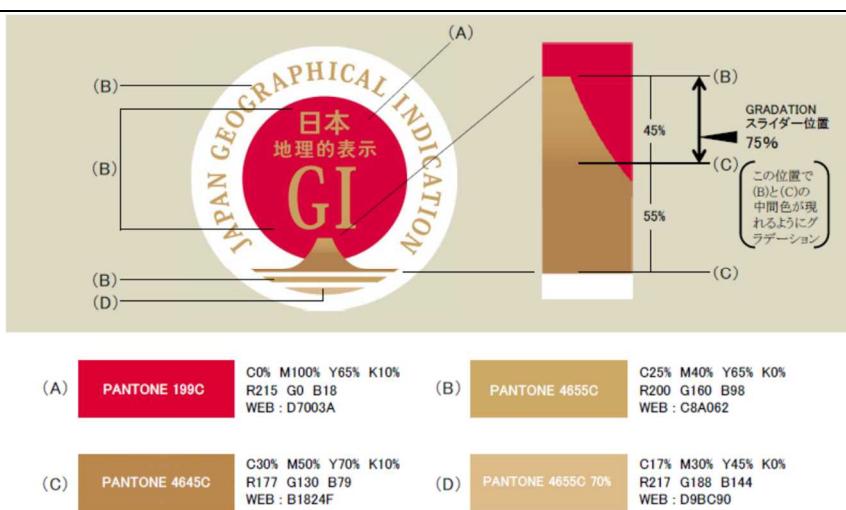
1 地理的表示「東根さくらんぼ」のデザインについて

現在、地理的表示「東根さくらんぼ」の統一デザイン等の定めは特にありません。

2 登録標章（GI マーク）のデザインについて

GI マークのデザインは、国により以下のように様式が定められており、これら以外のデザインを使用することはできません。

■カラー（単色デザインも可）

個々のパーツの大きさの割合	文字のフォント
	<ul style="list-style-type: none"> 「日本」、「地理的表示」の文字部分…解ゴシック stdW6 「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」の文字部分…ベース FONT：小塚明朝 pro B 「GI」の文字部分…ベース FONT：小塚明朝 pro B 長体 83
色	マークを付する箇所
	地理的表示「東根さくらんぼ」と一体的に確認できる箇所
登録番号	GI マークを付する場合には、併せて登録番号を記載するようしてください。
	<p>●登録番号 ↓</p> <p>農林水産大臣登録第 30 号</p>

■地理的表示「東根さくらんぼ」リーフレット

リーフレット



表



裏

※シールまたは共通箱を購入された方に無料でお渡しします。（1枚／枚・箱）

※シールを貼った箱または共通箱と一緒に同封してください。

VI Q & A

Q 1 地理的表示や GI マークを「付する」とはどのような行為ですか。

「東根さくらんぼ」またはその包装等に、直接、地理的表示や GI マークを印刷または刻印した地理的表示や GI マークを貼り付けすることのほか、地理的表示や GI マークを記載した値札等を登録産品の陳列棚に置く場合等が該当します。

Q 2 直販している「さくらんぼ」に、地理的表示「東根さくらんぼ」と GI マークを付することは可能ですか。

可能です。ただし、次の要件を満たすことが必要となります。

- ① 果樹王国ひがしね 6 次産業化推進協議会への加入（個人または団体としての加入が必要です）
- ② 登録基準を満たしている「東根さくらんぼ」であること（協議会への申請が必要です）

なお、上記の要件を満たさないで、地理的表示「東根さくらんぼ」と表示したり、GI マークを貼ったりすることは不正使用となり、農林水大臣による措置命令または罰則の適用を受けることになります。

Q 3 「東根さくらんぼ」の代わりに「東根サクランボ」や「ひがしねさくらんぼ」を付することは可能ですか。

可能です。

登録を受けている名称と社会通念上同一と認められる範囲のものの表示であれば、地理的表示「東根さくらんぼ」と同一の名称に該当するものと認められます。登録を受けている名称に含まれるひらがな、カタカナ及び漢字を相互に互換して表示するものは、社会通念上同一と認められる範囲のものといえるため、地理的表示として付することができます。

Q 4 「東根さくらんぼ」のカタログや広告に地理的表示や GI マークを表示することはできますか。

可能です。ただし、事務局まで容器包装類等使用届出書（様式第 8 号）の提出をお願いします。

なお、「東根さくらんぼ」でないものに関するカタログや広告に、地理的表示や GI マークを付することは消費者に誤認を与えることから不適切であり、表示に関する他の法令に抵触する可能性がありますので決して行わないでください。

Q 5 レストラン等におけるメニューに地理的表示「東根さくらんぼ」や GI マークを表示することはできますか。

登録産品である「東根さくらんぼ」を使った料理のメニュー表示に、その原材料が地理的表示の登録を受けているものであることを示すために地理的表示や GI マークを付することは可能です。

なお、登録産品を使用していないにも関わらず、地理的表示や GI マークを付することや、その料理自体が地理的表示の登録を受けているかのように GI マークを付することは、消費者に誤認を与えるようなものである場合、表示に関する他の表示に抵触する可能性があります。

Q 6 地理的表示「東根さくらんぼ」使用登録申請は、毎年する必要がありますか。

一度登録すれば毎年申請する必要はありません。ただし、使用登録内容と現状とに不一致が生じた場合は、速やかに協議会へ変更届により報告をお願いします。

なお、J A・集出荷業者等は、登録2年目以降も「栽培管理報告書」の内容に変更がないか出荷1か月前までに登録生産者へ確認をお願いします。その結果、協議会へ提出している「生産者管理報告書」の内容に変更が生じた場合は、事務局へ速やかに報告してください。

Q 7 登録を受けたので店舗の前に「東根さくらんぼ」を生産・販売していることをアピールするため、のぼりを掲げたいと考えているが可能ですか。

可能です。ただし、店舗内で生産・販売している商品すべてが「東根さくらんぼ」ではない場合、消費者に誤解をまねくことがないよう、販売棚では他の商品とは区分し「東根さくらんぼ」であることが分かるよう対応してください。当然、「東根さくらんぼ」の生産・販売が終了した時点で、のぼり等は撤去するようお願いします。

「東根さくらんぼ」生産地の範囲



参考

●地理的表示(GI)(Geographical Indication)保護制度

地域で長年培われてきた生産方法や気候・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得している産品の名称（地理的表示）を知的財産として保護することで、**生産者の利益増進と消費者の信頼確保**を目的に農林水産省が取り組んでいる制度。

登録産品には「夕張メロン」や「神戸ビーフ」などがあり、名称とともにGIマーク（登録標章）が付されるため、**一定の栽培基準や出荷基準を満たした品質の高い産品を選ぶ目安**になります。

＜効果＞

- ・産品の品質について国が「お墨付き」を与える。
- ・品質を守るのみが市場に流通。
- ・GIマークにより、他の産品との差別化が図られる。
- ・訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- ・地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。



●GI「東根さくらんぼ」

地理的表示保護制度において**国内で唯一認められたさくらんぼ**。生産地を「東根市及び隣接市町の一部」とし、品種を「佐藤錦」「紅秀峰」と決めています。「東根さくらんぼ」の使用登録の基準として、「栽培基準」と「出荷基準」があります。

＜栽培基準＞

適切に管理し、以下の事項に努めること。

- ① 産地内において10アールあたり、10~15本ほど植える。
- ② 雨除け施設等を用いて栽培することにより、割果を防止する。
- ③ 雨除け施設等の側面に防鳥ネットを張ることにより、野鳥等から果実を守る。
- ④ 樹の下に反射シート等を使うことにより、果実の着色を促進する。
- ⑤ 芽の時と青い実の時に摘果するとともに、着色開始時期に葉摘みを行い果実と葉に太陽の光を多く当てることにより、果実の肥大を促進する。

＜出荷基準＞

- ① 着色面積：【佐藤錦】着色面積70%以上、【紅秀峰】着色面積75%以上
- ② 階級：L以上（サイズ22mm以上）
- ③ 選別調整：着色不良果の混入を防ぐ、病害虫果を除く、うるみ・障害のないもの



**GI「東根さくらんぼ」のブランド価値の向上や更なる出荷量増加、
付加価値の創出を目的に、登録生産者のメリットやモチベーション
アップにつながる事業を展開しています。**

●GI関連取り組み実績(R7)

① 資材の販売

- ・化粧箱（1kg バラ詰め）：110円
- ・化粧箱（1kg パック詰め）：115円
- ・のぼり（旗のみ）：2,695円
- ・ミニのぼり：638円



← 化粧箱 (パック)

← ミニのぼり

② 販促資材の無料配布

- ・ポスター（A1・B1）
- ・GIマークシール（大・小）
- ・発送用台紙（1kg 箱用）
- ・キャンペーン応募用リーフレット



← GIマークシール

← ポスター
応募用
リーフレット →

③ キャンペーンの実施

消費者が「産地に対する興味・関心」を持つ機会づくり、GI「東根さくらんぼ」の更なる認知度向上と他産地との差別化を図るため、懸賞品プレゼント企画を実施。全国各地より多数の応募をいただきており、相乗効果で本市産果物のPRにもつなげています。

- ・懸賞品：東根産もも・シャインマスカット・りんご・ラ・フランス 各50名分
東根産果物加工品 30名分 計：230名分
- ・有効応募者：8,706件



④ 消費者からの意見・感想のフィードバック

生産者の「出荷量拡大」への意欲増進を目的に、キャンペーン応募時にアンケート項目を設けることで、消費者から寄せられた意見や感想のメッセージを各生産者に届けています。今年度は佐藤錦の不作等の影響によりGI規格品の出荷が減少しましたが、**約9割の消費者より品質・味ともにご満足の声をいただいております。**

- ・R7 GI出荷量：84t ※R6:91t、R5:96t、R4:108t、R3:85t

GI品として出荷を希望される場合は、登録が必要になります。

詳しくは【市役所2階 ブランド戦略推進課】までご相談ください。

果樹王国ひがしね 6 次産業化推進協議会事務局
(東根市経済部ブランド戦略推進課内)
TEL 42-1111 内線 2815 FAX 43-1151
E-mail brand@city.higashine.yamagata.jp